

津波対策における構造及び高さの考え方について

- 平成17年「津波避難ビル等に係るガイドライン（内閣府）」



平成23年 東日本大震災

- 「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」により、総合的な地域づくりの中での津波防災対策が制度化。
- 想定される最大クラスの津波に対しても安全な場所を避難場所として提供するよう、国土交通省において避難施設の構造基準等が新たに示された。

（津波防災地域づくり法の制定に伴い示された新たな要件）

◎ 津波に対する安全な構造

構造の安全性については、津波避難ビル等ガイドラインにおいて、当時の技術的知見から、津波避難ビル等の構造として鉄筋コンクリートもしくは鉄骨鉄筋コンクリート造を原則とする目安を示してきたところですが、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成23年国土交通省告示第1318号）」においては、構造に関わらず、必要な性能を確認する手法が示されています。

例）次のイからニまでに定めるところにより建築物その他の工作物の構造耐力上主要な部分が津波の作用に対して安全であることが確かめられた構造方法

ハ ピロティその他の高い開放性を有する構造の部分に有する建築物等については、当該開放部分に津波による波圧は作用しないものとするができる。

◎ 避難場所の高さについて

避難場所の高さについては、津波避難ビル等ガイドラインにおいて、津波の最大浸水深を考慮することとしていましたが、津波防災地域づくり法において、第五十三条第二項に規定する基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）の考え方が示されています。